

26

平成26年度(2014)

履修案内

東京藝術大学大学院美術研究科
博士後期課程

授 業 時 間 割

時 限	上 野 校 地	取 手 校 地
I	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	9 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0
II	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0	1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 4 0
III	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
IV	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0	1 5 : 1 0 ~ 1 6 : 4 0
V	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0	1 6 : 5 0 ~ 1 8 : 2 0

(VI) (1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0)

※上野校地のVI時限は、授業実施上、V時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。(集中講義、特別授業等)

(注) この「履修案内」は、平成26年度大学院美術研究科（博士後期課程）入学者を対象に、修得単位・履修方法等を説明したものである。特に変更等の指示がない限り、学生はこれに従い、履修計画を立て、修了時まで大切に保管すること。入学年度が異なる「履修案内」とでは、内容が異なることがあるので、必ず自分の入学年度の「履修案内」を参考にすること。

なお、履修方法・単位等に変更がある場合は、その都度、掲示等で知らせる。

目 次

大学院美術研究科（博士後期課程）履修内規	2
1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教員	2
2. 教育内容及び履修方法	3
3. 修了の要件及び学位の授与	3
4. 採点・成績評価	4
5. 履修登録	4
6. 学位審査の予備申請時期	4
7. 学位審査の本申請時期	5
8. 博士論文等の提出時期	5
9. 審査日程	5
10. 在学延長願の提出	5
教育課程表（別表Ⅰ）	6
1. 日本画，油画，彫刻，工芸，デザインの各研究領域	6
2. 建築研究領域	7
3. 芸術学研究領域	8
4. 先端芸術表現研究領域	9
5. 文化財保存学研究領域	10
授業科目一覧（別表Ⅱ）	11
1. 美術専攻	11
2. 文化財保存学専攻	13
※ リサーチセンター開設科目	13
◎ 東京藝術大学大学院学則（抄）	14
◎ 東京藝術大学大学院美術研究科規則（抄）	22
◎ 東京藝術大学学位規則（抄）	26
◎ 東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則	31
◎ 東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則	33
◎ 東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む）開設授業公欠の承認基準	36
◎ 東京藝術大学取手校地美術学部共通工房使用要領	37
共通工房使用の手引き	38

大学院美術研究科（博士後期課程）履修内規

本学の博士後期課程は、大学院修士課程の上に設置されたもので、芸術の創造・表現とその理論を総合的に研究・教授することにより、芸術に関する幅広い識見を有する研究者の養成を目的とするものである。

1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教員 (平成26年4月1日現在)

専攻	研究領域	教 員 名	専攻	研究領域	教 員 名			
美 術	日 本 画	教授 斎藤 典彦 准教授 植田 一穂 △教授 関 出 教授 梅原 幸雄 教授 手塚 雄二 准教授 吉村 誠司	美 術	建 築	准教授 乾 久美子 教授 トム・ヘネガン 教授 北川原 温 准教授 ヨコミゾ マコト 准教授 金田 充弘 教授 光井 涉 教授 野口 昌夫			
		油 画			准教授 小林 正人 教授 小山 穂太郎 教授 坂口 寛敏 教授 保科 豊巳 教授 坂田 哲也 准教授 O J U N ○教授 東谷 武美 准教授 三井田 盛一郎 准教授 中村 政人 教授 工藤 晴也 准教授 齋藤 芽生 准教授 秋本 貴透	芸 術 学	教授 松尾 大 准教授 川瀬 智之 准教授 片山 まび 准教授 須賀 みほ 教授 佐藤 道信 教授 松田誠一郎 教授 田辺幹之助 准教授 佐藤 直樹 教授 越川 倫明 教授 本郷 寛 教授 木津 文哉 准教授 小松佳代子 准教授 布施 英利	
	彫 刻			教授 木戸 修 教授 林 武史 准教授 大巻 伸嗣 教授 深井 隆 准教授 原 真一 教授 北郷 悟 准教授 森 淳一	先 端 芸 術 表 現		教授 たほ りつこ 准教授 鈴木 理策 教授 日比野 克彦 教授 長谷部 浩 教授 伊藤 俊治 教授 古川 聖 准教授 八谷 和彦 教授 佐藤 時啓 准教授 小谷 元彦 准教授 小沢 剛	
				工 芸			教授 飯野 一朗 准教授 前田 宏智 教授 篠原 行雄 准教授 丸山 智巳 教授 橋本 明夫 教授 赤沼 潔 教授 三田村 有純 准教授 小椋 範彦 △教授 島田 文雄 教授 豊福 健一 教授 菅野 利丸 准教授 上原 信幸	文 化 財 産 学
	デ ザ イ ン				○教授 河北 秀也 教授 松下 計 教授 押元 一敏 准教授 箕浦 昇一 △教授 尾登 誠一 准教授 長濱 雅彦 教授 清水 泰博 准教授 橋本 和幸 准教授 鈴木 太朗 准教授 藤崎 圭一郎		保 存 科 学	
					△教授 尾登 誠一 准教授 長濱 雅彦 教授 清水 泰博 准教授 橋本 和幸 准教授 鈴木 太朗 准教授 藤崎 圭一郎	シ ス テ ム 保 存 学 (連携研究機関 東京文化財研究所)	(併)教授 佐野 千絵 (併)教授 木川 りか (併)准教授 朽津 信明 (併)教授 中山 俊介 (併)教授 北野 信彦 (併)准教授 早川 典子	

(注) ○印は、平成27年3月31日に定年退職予定の教員を示す。
 △印は、平成28年3月31日に定年退職予定の教員を示す。
 (兼)は、本学美術研究科の他研究室の教員が、兼担していることを示す。
 (併)は、東京文化財研究所の研究員が、本学教員として併任していることを示す。
 (併)は、上記以外の者が、本学教員として併任していることを示す。

学生は、上記研究領域のいずれかに属して、研究領域における指導教員の指導を受けて、専門の研究を深めると同時に、学生が研究しようとする課題に応じて、教育課程表（別表Ⅰ）に示す課程を履修しなければならない。

2. 教育内容及び履修方法

(1) 教育内容

本学美術研究科（博士後期課程）の教育課程は、別表Ⅰに示すとおりである。

美術専攻の全学生は、「創作総合研究」を必修科目として履修、さらに日本画・油画・彫刻・工芸・デザイン・建築・先端芸術表現の各研究領域の学生は、「造形計画特別演習」を必修科目として履修する。

「創作総合研究」は、美術に関する実技及び技法研究に終わらせることなく、広く芸術に関わる研究者として幅広い視野と識見を養うために、芸術の理論及び歴史等の教育・研究を包括し、研究するものである。

「造形計画特別演習」は、創作の分野における立体と平面及びこれらの複合造形を総合化した形で、創作芸術の在り方について分析・研究を行うものである。

これらの必修科目は、大学院博士後期課程担当教員複教で担当し、創作や芸術学の教員が緊密な交流と連携のもとに研究・教育、すなわち芸術の理論と実践の有機的な結合と協力により行なわれるものである。

また、文化財保存学研究領域の学生は、「文化財保存学総合研究」を必修科目として履修する。「文化財保存学総合研究」は、研究領域における各自の研究課題に基づく修了研究で、特別演習を含むものである。

これらの基盤に立って、学生は主任研究領域特別指導教員（以下「主任指導教員」という。）及び関連指導教員のもとで指導を受けるとともに選択科目（特殊講義及び演習）を必要に応じて履修しなければならない。授業科目一覧（別表Ⅱ）参照

(2) 履修方法

博士後期課程の授業科目は、常時開設（時間割設定）されているものではないので、学生は、その年度内の研究内容に応じ、主任指導教員及び関連指導教員との協議のもとで、必要な授業科目を個々に開設してもらい、履修すること。

なお、その科目の授業内容によっては、修士課程に開設されている授業科目の同一時間帯に、当該担当教員の指導を受けて、博士後期課程の授業科目に代えることができる。

3. 修了の要件及び学位の授与

修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、教育課程表に定める必修・選択併せて10単位以上を修得し、かつ必要な研究領域特別指導を受けたうえ、博士論文及び研究作品の審査並

びに最終試験に合格しなければならない。

修了した者には、「博士（美術）」又は「博士（文化財）」の学位を授与する。

4. 採点・成績評価

本大学院での採点・成績評価は次のとおり行う。

- (1) 各授業科目（学科科目・実技科目ともに）は、総授業回数の2/3以上出席することが採点・成績評価の対象となる。
- (2) 試験（学期末または学年末に実施。レポート・課題・作品提出、平常点等を含む。）に合格することにより所定の単位が授与される。
- (3) 大学が主催するプロジェクト等は、当該研究領域及び当該教員の判断により、実技科目等の成績採点において考慮することができる。

(4) 採点・成績評価基準

秀 (As)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (D)
100～95	94～80	79～60	59～50	49以下

- (5) 博士論文等は主査，副査により審査され，その成績の評価は上記により行う。
- (6) 学籍簿（成績表，成績証明書）には5段階法（秀～不可，英文証明書にはAs～D）により表記する。
- (7) 出席不良により評価できない場合は、「失格」とする。
- (8) 在学生には，毎年4月上旬に成績表を交付する。
(日程は学事暦や掲示等で知らせる。)

5. 履修登録

学生は，毎年度始めに教育課程表（別表I）の定めに従い，教務システム（G-net）による登録を行うとともに主任指導教員の指導を受けて，研究題目及び履修科目を決定し，「履修届」により，所定の期日までに教務係へ届け出るものとする。

6. 学位審査の予備申請時期

課程博士の学位を申請しようとする学生（2年次生以上）は，1月末日までに主任指導教員を通して「予備申請書」を美術学部教務係へ提出すること。

7. 学位審査の本申請時期

予備申請が認められた学生は、その年の4月末日までに本申請を行うこと。

この際、「本申請書」及び「課程博士審査規則第4条第1項」のうちの「論文等要旨」（400字詰原稿用紙5枚以内）と「履歴書」、「業績書」、「展示計画書」、「論文要旨・修了作品画像の本学ホームページ掲載に関する承諾書」（各1部）を提出すること。

8. 博士論文等の提出時期

本申請をした学生は、その年の8月末日までに博士論文等を提出すること。

（注）提出する博士論文は、A4判とし、「論文等要旨」とともに審査委員（主査+副査）の人数分の部数を提出すること。

作品のある学生は、A4判の作品写真（3枚程度）を1部提出すること。

9. 審査日程

博士論文等の審査日程及び最終試験の日程については、大学院美術研究科委員会の定めるところによる。

10. 在学延長願の提出

4年次以降、引き続き在学を希望する学生は、3年次の1月末日までに研究指導教員を通して美術学部教務係へ届け出ること。

(別表 I)

教 育 課 程 表

1. 日本画, 油画, 彫刻, 工芸, デザインの各研究領域

履修 区分	授業科目	履修年次			履修単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修 科目	創作総合研究	2	2		4	8	10
	造形計画特別演習	2	2		4		
選択 科目	造形論特別演習	2			2	2	
	材料技法特別演習	2			2		
	美学・芸術学特殊講義	2			2		
	日本美術史特殊講義	2			2		
	東洋美術史特殊講義	2			2		
	西洋美術史特殊講義	2			2		
	工芸史特殊講義	2			2		
	デザイン史特殊講義	2			2		
	建築史特殊講義	2			2		
	美術教育特殊講義	2			2		
	美術解剖学特殊講義	2			2		
	色彩学特殊講義	2			2		
図学特殊講義	2			2			
研究領域特別研究指導		1年次～3年次			—		

2. 建築研究領域

履修 区分	授業科目	履修年次			履修単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修 科目	創作総合研究	2	2		4	8	10
	造形計画特別演習	2	2		4		
選択 科目	造形論特別演習	2			2	2	
	美学・芸術学特殊講義	2			2		
	日本美術史特殊講義	2			2		
	東洋美術史特殊講義	2			2		
	西洋美術史特殊講義	2			2		
	工芸史特殊講義	2			2		
	デザイン史特殊講義	2			2		
	建築史特殊講義	2			2		
	美術教育特殊講義	2			2		
	美術解剖学特殊講義	2			2		
	色彩学特殊講義	2			2		
図学特殊講義	2			2			
研究領域特別研究指導	1年次～3年次			———			

3. 芸術学研究領域

履修 区分	授業科目	履修年次			履修単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修科目	創作総合研究	2	2		4	4	10
選択 科目	造形論特別演習	2			2	6	
	美学・芸術学特殊講義	2	2		2~4		
	日本美術史特殊講義	2	2		2~4		
	東洋美術史特殊講義	2	2		2~4		
	西洋美術史特殊講義	2	2		2~4		
	工芸史特殊講義	2	2		2~4		
	デザイン史特殊講義	2			2		
	建築史特殊講義	2			2		
	美術教育特殊講義	2	2		2~4		
	美術解剖学特殊講義	2	2		2~4		
	色彩学特殊講義	2			2		
	図学特殊講義	2			2		
研究領域特別研究指導	1年次～3年次			———			

4. 先端芸術表現研究領域

履修 区分	授業科目	履修年次			履修単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修 科目	創作総合研究	2	2		4	8	10
	造形計画特別演習	2	2		4		
選択 科目	IMA表現法特別演習	2			2	2	
	造形論特別演習	2			2		
	材料技法特別演習	2			2		
	美学・芸術学特殊講義	2			2		
	日本美術史特殊講義	2			2		
	東洋美術史特殊講義	2			2		
	西洋美術史特殊講義	2			2		
	工芸史特殊講義	2			2		
	デザイン史特殊講義	2			2		
	建築史特殊講義	2			2		
	美術教育特殊講義	2			2		
	美術解剖学特殊講義	2			2		
色彩学特殊講義	2			2			
図学特殊講義	2			2			
研究領域特別研究指導		1年次～3年次			———		

5. 文化財保存学研究領域

履修 区分	授業科目	履修年次			履修単位数		
		1年次	2年次	3年次	小計	中計	合計
必修科目	文化財保存学総合研究(特別演習含む)	4	4		8	8	10~
選択 科目	日本画保存特殊講義	2			2	2~	
	油画保存特殊講義	2			2		
	彫刻保存特殊講義	2			2		
	工芸保存特殊講義	2			2		
	建造物保存特殊講義	2			2		
	文化財測定学特殊講義	2			2		
	美術工芸材料学特殊講義	2			2		
	保存環境学特殊講義	2			2		
	保存材料学特殊講義	2			2		
研究領域特別研究指導	1年次~3年次			——			

(別表II)

授 業 科 目 一 覧

1. 美術専攻

授 業 科 目	単 位		要 旨	備 考
	必修	選択		
創 作 総 合 研 究	4		学生は、研究領域指導教員と協議のうえ研究テーマを提出する。このテーマについて、実技教員と理論教員の複数で構成される研究指導体制により、美術に関する実技及び技法研究に終わらせることなく、広く芸術に関わる研究者として幅広い視野と見識を養うために、芸術に理論及び歴史等の研究・教育をも包括し研究する。	全学生に必修科目として課する。 1年次と2年次に各2単位ずつ履修する。
造 形 計 画 特 別 演 習	4		学生は、研究領域指導教員と協議のうえ創作の分野における立体と平面及びこれらの複合造形を総合化した形で創作芸術の在り方について分析・研究を行う。	日本画・油画・彫刻・工芸・デザイン・建築・先端芸術表現の研究領域の学生は必修とする。 1年次と2年次に各2単位ずつ履修する。
造 形 論 特 別 演 習		2	造形芸術体験の理論的反省を中心として、広く美的研究を行う。例えば作家、個人、集団の発想、造形活動、その効果、影響、発展について理論教員及び実技教員の指導により研究する。	全学生を対象とする選択科目である。 1年次か2年次で履修する。
材 料 技 法 特 別 演 習		2	絵画・彫刻・工芸・デザインの各分野における創作研究に必要な表現材料及び技法について研究する。	日本画・油画・彫刻・工芸・デザインの研究領域の学生を対象とする選択科目である。 1年次か2年次で履修する。
I M A 表 現 法 特 別 演 習		2	「先端芸術表現とは何か」という問題に単一の解答はない。諸テーマ(文化理論、社会学、美術史など)と芸術表現の関連性、アートプロジェクト、サイトスペシフィック、インタラクティブアート等の事例を検討し、インターメディア(媒体相互性)の理論と実践について議論する	全学生を対象とする選択科目である。 1年次か2年次で履修する。
美 学 ・ 芸 術 学 特 殊 講 義		2	美学・芸術学の特殊研究分野として、西洋美学・東洋美学・比較美学・比較芸術学・実験美学等について講述する。	〃
日 本 美 術 史 特 殊 講 義		2	絵画・彫刻の分野を中心として、日本美術の歴史的展開を実証的に研究し、外来文化の影響とその受容の様態を考察しつつ日本美術独自の相を研究する。	〃
東 洋 美 術 史 特 殊 講 義		2	東洋諸地域の種々のジャンルにわたる美術の歴史的展開並びにその諸地域間相互の影響関係について実証的に研究する。	〃

授業科目	単 位		要 旨	備 考
	必修	選択		
西洋美術史 特殊講義		2	世界のうち、欧州・アフリカ・オリエント・アメリカ等の古代から現代までの種々のジャンルにわたる美術について、高度の歴史的研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。 1年次か2年次で履修する。
工芸史 特殊講義		2	広く各種工芸分野にわたり、技術的・美術的な研究を行うとともに、工芸とは人間生活の如何なる部面に関係する造形活動であるかを研究する。	〃
デザイン史 特殊講義		2	デザインの変遷をたすね、その時代や社会の背景とデザイン思潮を追い、デザインの本質について歴史的、理論的考察を行う。	〃
建築史 特殊講義		2	日本、西洋、近代の建築史における特定の時代的、地方的特性、それぞれの建築の芸術的特性などの個別的問題をとり上げ、美術史や技術史との関連において研究する。	〃
美術教育 特殊講義		2~4	美術教育について、その理念に関して実技及び理論の両面から研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。 2年次までに履修する。
美術解剖学 特殊講義		2~4	解剖学あるいは生物学という観点から美術の世界に迫るために、人体・動物・植物などについて学ぶ。つまり美のありようを「自然」から学ぶことが本科目の基本である。また脳科学など、最新の学問から美術へアプローチすることも試みる。	〃
色彩学 特殊講義		2	色彩表現について、とくに造形効果の面から理論的に研究する。基本的理念を史的展開の関連において検討するとともに、作家を対象とする個別研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。 1年次か2年次で履修する。
図学 特殊講義		2	造形分野における自然物や人工物の数的秩序を基盤とする図形及び形態を構成する要素について定量的及び定性的研究を行う。	〃
研究領域 特別研究指導	—		自己の属する研究領域において、指導教員及びその他の関連教員の指導を受けて、専門の研究を深めるものとする。	全学生を対象とする。 1年次から3年次を通して履修する。

2. 文化財保存学専攻

授業科目	単 位		要 旨	備 考
	必修	選択		
文化財保存学総合研究 (特別演習含む)	8		各研究領域における各自の研究課題に基づく修了研究。	全学生に必修科目として課する。 1年次と2年次に各4単位ずつ履修する。
日本画保存 特殊講義		2	日本画の文化財保存及び修復に関する技術並びに古典技法の研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。 1年次から2年次まで履修する。
油画保存 特殊講義		2	油画の文化財保存及び修復に関する技術並びに古典技法の研究を行う。	〃
彫刻保存 特殊講義		2	彫刻の文化財保存及び修復に関する技術並びに古典技法の研究を行う。	〃
工芸保存 特殊講義		2	工芸の文化財保存及び修復に関する技術並びに古典技法の研究を行う。	〃
建造物保存 特殊講義		2	建造物の文化財保存及び修復に関する理論・技術・実践の研究を行う。	〃
文化財測定学 特殊講義		2	文化財の自然科学的な測定方法に関する研究を行う。	〃
美術工芸材科学 特殊講義		2	美術工芸品に用いられている各種材料の自然科学的研究を行う。	〃
保存環境学 特殊講義		2	文化財を保存する環境に関する研究を行う。	〃
修復材科学 特殊講義		2	文化財の修復材料に関する研究を行う。	〃
研究領域 特別研究指導	—		自己の属する研究領域において、指導教員及びその他の関連教員の指導を受けて、専門の研究を深めるものとする。	全学生を対象とする。 1年次から3年次を通して履修する。

※ リサーチセンター開設科目

以下の科目は、リサーチセンター開設科目として美術専攻・文化財保存学専攻の学生が博士論文を執筆するための技術を学習する科目であり、希望する学生に対して講義・指導等を行うものである。

なお、この科目は修了要件単位とはならないので注意すること。

授業科目	要 旨	備 考
論文作成技術特殊講義 (通年1単位)	論文の形式、編集技術、文献・資料の収集などの論文作成上の基本を学び、博士論文執筆のための基礎的技術を習得する。	1年次対象
論文作成技術演習 (通年1単位)	各自が執筆する博士論文のテーマや構想を明確化していくことを目的とし、論文執筆を円滑に進めるための技術的な演習を行う。	2年次対象

○東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 平成25年 1月24日

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(1) 美術研究科

2 前項の美術研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程	博士後期課程
	専攻名	専攻名
美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 建築専攻 芸術学専攻 先端芸術表現専攻	美術専攻
	文化財保存学専攻	文化財保存学専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画専攻	47	94	美術専攻	25	75
	彫刻専攻	15	30			
	工芸専攻	28	56			
	デザイン専攻	30	60			
	建築専攻	16	32			
	芸術学専攻	21	42			
	先端芸術表現専攻	24	48			
	文化財保存学専攻	18	36	文化財保存学専攻	10	30
計	199	398	計	35	105	

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあっては3年、博士後期課程にあっては5年を超えて在学することとはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、各研究科において別に定める。

- 2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、 実習及 び実技	一の授業科目について、講義、演習、実験、 実習及び実技のうち二以上の併用により行う 場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合は、それぞれの授業時間数を x 、 y とすると、 $ax+by$ (a : 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、 b : 同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値) が45となるように x 及び y の時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したもののみみなすことができる。

- 3 前2項の規定に関し、必要な事項は、各研究科において別に定める。

（研究指導委託）

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定に関し、必要な事項は、各研究科において別に定める。

（教育職員免許状）

第17条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表（略）

- 2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 課程の修了

（修士課程の修了要件）

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期

間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文（研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。）を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第29条(略)

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヵ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて当該研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、研究科長の許可を得て1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、研究科長を経て、学長に願い出なければならぬ。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第15条の2第2項及び第16条の3第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、これを除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 行方不明の者

第40条～第42条 (略)

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 (略)

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。ただし，授業料については，入学を許可するときに納付した者が，入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は，この限りでない。また，前期分授業料納入の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には，後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は，学生として表彰に値する行為があった者に対しては，これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学長又は研究科長は，次の各号の一に該当する者があるときは，これを懲戒するものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当の理由なく出席常でない者
- (3) 本学大学院の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は，退学，停学及び訓告とし，退学及び停学にあつては，当該研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が行い，訓告にあつては，当該研究科委員会の議を経て研究科長が行うものとする。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか，本学大学院学生に関し，必要な事項は，本学学則，東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は，「学部」とあるのは「研究科」と，「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

○東京藝術大学大学院美術研究科規則（抄）

制 定 昭和53年 2月16日

最近改正 平成20年 3月27日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京藝術大学大学院美術研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条の2 研究科は、より広い視野に立って美術についての深い学識を授け高い表現能力を養い、自立して創作や研究活動を行うすぐれた作家・研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻及び研究領域）

第3条 修士課程の専攻は、次のとおりとする。

- (1) 絵画専攻
- (2) 彫刻専攻
- (3) 工芸専攻
- (4) デザイン専攻
- (5) 建築専攻
- (6) 芸術学専攻
- (7) 先端芸術表現専攻
- (8) 文化財保存学専攻

2 博士後期課程の専攻は、美術専攻及び文化財保存学専攻とし、その研究領域は、美術専攻にあつては、本項第1号から第8号とし、文化財保存学専攻にあつては、第9号とする。

- (1) 日本画研究領域
- (2) 油画研究領域
- (3) 彫刻研究領域
- (4) 工芸研究領域
- (5) デザイン研究領域
- (6) 建築研究領域

- (7) 芸術学研究領域
- (8) 先端芸術表現研究領域
- (9) 文化財保存学研究領域
(指導教員)

第4条 研究科委員会は、学生の所属する専攻又は研究領域に応じて研究指導教員を定めるものとする。

(成績評価基準及び単位の認定方法等)

第5条 成績評価基準及び単位の認定方法等については、東京藝術大学美術学部規則第8条及び9条の規定を準用する。

(授業科目及び単位)

第6条 研究科の各専攻及び研究領域における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院美術研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院美術研究科（博士後期課程）履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

第2章 修士課程

(履修方法)

第7条 修士課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

2 前項の選択科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受けて、学部において開設する授業科目を履修することができる。この場合において、修士課程において修得すべき単位として認められる限度は、4単位以内とする。

(履修届及び研究計画の届出)

第8条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第9条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第10条 修士論文又は研究作品（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学

院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第11条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科委員会の議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第12条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから必修科目及び選択科目をあわせて10単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第13条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届出なければならない。

(授業科目の試験)

第14条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科委員会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

- 2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(博士論文等の提出)

第15条 博士論文及び研究作品（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時まで10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。

(博士論文等の審査及び試験)

第16条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科委員会の議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

○東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4月28日

最近改正 平成19年 3月28日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻区分の名称、授与条件

（学位及び専攻区分の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位には、次の各号の区分による専攻区分の名称を付記する。

(1) 学士の学位

美術学部 美 術

(2) 修士の学位

美術研究科 美 術
芸術表現
文化財

(3) 博士の学位

美術研究科 美 術
文化財

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（博士課程学生の博士論文等審査の願出）

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の審査を願出しようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（学位論文等審査）

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等（以下「学位論文等」という。）の提出があった場合は、研究科委員会（映像研究科については、教授会とする。以下同じ。）にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

（審査委員会）

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

（試験の方法）

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

（課程修了の認定）

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第2節 学外者の請求による博士論文審査

(学外者による博士の学位請求の願出)

第11条 本学大学院の学生以外の者(以下「学外者」という。)が本学大学院の博士の学位請求を願い出ようとするときは、学位申請書及び別に定める博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により納付した学位論文審査手数料は、返付しない。

(博士論文審査)

第12条 学長は、前条第1項の規定により提出された博士論文の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

3 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、博士論文の審査を行うものとする。

4 研究科委員会は博士論文の審査を開始した日から1年以内に、その合格又は不合格を決定する。

5 審査委員会の設置、審査委員会の組織、審査結果の報告及び試験の方法については、第6条第3項、第7条及び第8条の規定を準用する。

(学力の確認の方法)

第13条 研究科委員会は、博士論文審査及び試験終了後に学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(授与資格の認定)

第14条 研究科委員会は、本学大学院の博士の学位を請求した学外者の博士論文の審査及び試験並びに学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について審議の上、合格又は不合格を議決する。

2 前項の規定する議決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。

3 第1項に規定する議決の結果の学長に対する報告については、第10条の規定を準用する。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する議決を行う場合には、学則第91条又は第9条第2項の規定を準用する。

(博士の学位授与についての文部科学大臣への報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第5章 博士論文の公表

(博士論文の要旨の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者はやむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、博士論文を公表する場合には、この博士論文に「東京藝術大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。

5 博士論文のほか、研究領域により研究作品又は研究演奏が博士論文審査に加えられる場合は、研究科委員会の定めるところによりその研究作品又は研究演奏を公表するものとする。

第6章 雑則

(学位記等の様式)

第21条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第4までのとおりとする。

別紙(略)

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学位論文等の提出及び審査の時期並びに試験及び学力の確認の期日並びに方法等学位審査に関する細則は、研究科において別に定める。

○東京藝術大学大学院研究科学位（課程博士）審査規則

制 定 昭和60年12月23日

最近改正 平成19年3月28日

（趣 旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第6条に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、博士後期課程に在学し、必要な研究指導を受け、かつ所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、所属する研究領域又は所属していた研究領域の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏という。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続等）

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる博士論文等及び書類各3通を当該研究科長に提出するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨（400字詰原稿用紙5枚以内）
- (4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員会をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究室の研究指導教員とする。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第9条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第10条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第11条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合は、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、課程博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

○東京藝術大学大学院研究科学位（論文博士）審査規則

制 定 昭和60年12月23日

最近改正 平成19年3月28日

（趣 旨）

第1条 東京藝術大学学位規則第12条に基づき、博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第3条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続等）

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次の各号に掲げる博士論文等に東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則が定める額の学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学の博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合、審査手数料の徴収を免除する。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨

(4) 履歴書

(5) 戸籍謄本又はこれに代わるもの

(6) その他学長が指定するもの

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第5条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内

容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

- 2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教員をもってあてる。
- 5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士論文等の審査終了後に行うものとする。

- 2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第8条 学力審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された5名以上の学力審査委員をもって組織する。

- 2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。
- 4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目(外国語を含む)について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第9条 審査委員会は、第6条第4項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき合否を議決する。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第13条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合は、本学は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第14条 この規定に定めるもののほか、論文博士の学位審査に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

○東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

〔平成23年4月14日〕
教授会決定

（趣旨）

第1条 この基準は、本学美術学部の学生（大学院美術研究科の学生を含む。）が授業を欠席する場合において特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により美術学部（以下「学部」という。）が認めた授業欠席をいう。
（特別の事由）

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 忌引（父母：7日間，兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- (2) 教育実習（期間中及び実習の為の打合せ）
- (3) 介護等体験（期間中及び事前指導）
- (4) 古美術研究旅行
- (5) 五芸祭実行委員（全日程）及び体育大会参加者（開催日のみ）
- (6) その他学部教授会が認めた特別事由

（承認手続）

第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。
ただし、前条第6号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める公欠届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

（公欠の対象となる科目）

第6条 公欠の対象となる授業科目は、学科授業及び実技授業とする。

2 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。
（雑則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関し必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、平成23年4月14日から施行する。

○東京藝術大学取手校地美術学部共通工房使用要領

〔平成9年5月15日〕
共通工房運営委員会決定

改正 平成22年4月22日

(目的)

第1条 東京藝術大学取手校地美術学部共通工房（以下「工房」という。）の使用について、安全かつ円滑な運用を図ることを目的として、本要領を定めるものとする。

(使用者及び使用資格)

第2条 工房を使用することができる者は、本学の教員、学部学生及び大学院生等とする。

2 工房使用資格は各工房ごとに別途定める。

(使用申請・許可等)

第3条 工房の使用を希望する者は、事前に工房担当教員と打合せを行い、使用希望日の前日までに「共通工房使用願」（別紙様式）を提出し、許可を受けるものとする。

2 授業で使用する計画については、年次計画時にその授業の担当教員が申請し、工房長、工房担当教員と協議のうえ、使用を許可するものとする。

3 工房の事情・状況等により使用が困難なときは許可しないことがある。

(基準等の遵守・取り消し等)

第4条 使用者は「共通工房使用基準」、各工房の「安全作業心得」を遵守し、指導教員及び工房担当教員の指示に従わなければならない。

2 工房の使用が適当でないと認められたときは、使用許可を取り消すものとする。

(使用期間・時間)

第5条 学生の使用期間は授業期間中とする。

2 共通工房の使用時間は下記のとおりとする。

(1) 9：30～12：40

(2) 13：30～17：00 [16：30～17：00の後片付け（整理・清掃）を含む。]

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は共通工房運営委員会の定めるものとする。

2 工房に関する事項は各工房担当教員が連携して処理する。

附 則

1 東京藝術大学取手校共通工房使用規則（平成5年4月28日改訂）は、廃止する。

2 この要領は、平成9年5月15日より実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

共通工房使用の手引き

※「共通工房使用願」を提出する手順は次のとおりです。

1. 制作を希望する期間、作品の概要(材料, 制作方法等)について, 工房担当教員に相談する。
 - ⇒制作方法について。
 - ⇒材料の発注等, 制作に必要なものの準備。
 - ⇒日程の調整及び材料の納品にかかる日数等を考慮し, 制作開始日を決める。
2. 工房担当教員から, 「共通工房使用願」を受け取り, 必要事項を記入する。
 - ⇒工房担当教員から許可印をもらう。
3. 所属科常勤教員から「共通工房使用願」の所定欄に, 署名捺印をもらう。
 - ⇒共通工房での制作内容について所属科常勤教員(担任)に, 十分な説明をすること。
4. 取手校地事務室へ「共通工房使用願」を提出する。
 - ⇒事務室で共通工房用をうけとり, それを工房担当教員へ提出する。
5. 指定した日から, 制作を開始する。

※補足事項

- ① 当日の申し出による工房使用はできません。
- ② 制作の相談は, 早めにおこなうこと。
- ③ 制作日程に無理のある計画, 作品の大きさや重量によっては, 使用を認められない場合があります。
- ④ 消耗品(グラインダー砥石, 細径のドリル刃, サンドペーパー等)については, 使用者個人が負担する場合があります。
- ⑤ 工房使用は学事暦の授業期間中に限ります。使用時間は, 9:30~12:40 13:30~17:00です。
- ⑥ 時間外使用については, 学部の規定にしたがい, 別途, 定めます。
- ⑦ 授業での使用については, 前年度の後期授業終了日までに工房担当教員へ授業計画を提出し, 協議して下さい。
- ⑧ 金工工房(金工機械室), 木材造形工房, 塗装造形工房の使用においては, 事前に安全講習を受講する必要があります。